

### 3. 医療分野の情報化の適切な推進について

医療分野の情報化については、平成18年1月に「IT新改革戦略」(IT戦略本部)が具体的な政策として掲げられ、また、厚生労働省では平成19年3月に「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」を策定したところであり、これらの実現に向けて着実な推進に努めてきているところである。

さらに、「デジタル新時代に向けた新たな戦略(三か年緊急プラン)」(平成21年4月IT戦略本部)及び「i-Japan 2015」(平成21年7月IT戦略本部)が策定され、医療分野のIT化の促進と、個人が健康情報を入手できる仕組みの構築について、関連施策を進めることとされている。

#### (1) 医療分野の情報化の推進

医療分野の情報化に向け、地域における診療情報連携を一層推進するため、平成22年度予算案においては、Web型電子カルテシステム導入等に対する補助事業(地域診療情報連携推進費補助金)の更なる増額を図っているところであり引き続き情報化の推進を図ることとしている。

このWeb型電子カルテシステムの導入により、電子カルテやCT画像等の検査情報等の共有が可能となり、地域連携の推進に寄与することから、積極的な補助金の活用をお願いしたい。

#### (2) 遠隔医療の推進

通信技術を応用した遠隔診療を実施することにより、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を目的とし、平成22年度予算案においても、「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業」を実施することとしている。

また、地方における医師不足等が指摘されている状況を踏まえ、地域医療の充実に資する遠隔医療技術の活用方法とその推進方策について検討するため、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」を厚生労働大臣と総務大臣の共同懇談会として実施し、平成20年7月に「中間とりまとめ」を公表したところである。この中間とりまとめを受け、現在総務省においてモデル事業を実施しているところであり、今後の普及に向け検討することとしている。

#### (3) 診療録等の外部保存

情報通信技術の進展により、電子的に作成された診療録等を安全で信頼性の高いネットワーク回線を利用して病院又は診療所以外の場所に保存し、必要に応じて直ちに利用することが技術的に可能となっている。

これまでは、情報漏洩時の責任の在り方や利己的な情報活用の危惧などを理由に、このいわゆるオンライン外部保存を行うための保存先の基準として、

医療機関及び行政機関が開設したデータセンター、又は医療機関等が震災対策等の危機管理上の目的で確保した安全な場所としていたところである。

しかしながら、厚生労働省、総務省及び経済産業省において、電子的な医療情報の委託側、受託側双方のガイドラインが整備され、これまでの課題に対する対応方法が明確になったことから、「診療録等の保存を行う場所について」の一部改正について（平成22年2月1日付け医政局長・保険局長通知）（以下「外部保存通知」という。）を発出し、民間事業者等との契約に基づいて確保した安全な場所についても容認したところである。

この改正により、これまで内部で医療情報システムを管理していた医療機関等においては、そのセキュリティの確保やメンテナンスの実施等にかかる労力を軽減でき、導入コストも軽減できる可能性も開けたところである。

#### （４）その他

医療機関等において電子カルテ等の医療情報システムを導入する際の情報の適正な取扱いやセキュリティの確保に関し、平成17年3月に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を策定し公表しているところであるが、今般、外部保存通知の改正を受け、改訂版（第4.1版）を公表したところである。

また、医療分野での情報化推進のために必要となる標準的な規格（医療用語、用語間で関連性を持たせたコードなど）に関して、厚生労働省標準規格として年度内を目途に通知を発出する予定としている。

更に、情報セキュリティ対策に係る基本的考え方（平成17年9月情報セキュリティ会議決定）において、国民生活・経済活動の基盤となる重要なインフラとして「医療」も記載されており、現在「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」（平成21年2月情報セキュリティ政策会議）に基づき情報セキュリティの確保に努めているところである。

なお、医療機関に対して情報化に関する助言・指導等を行い、医療情報インフラの利用価値を高めることを目的として、国立保健医療科学院において、地方公共団体の医療担当部局において地域の医療情報化に貢献し得る人材を育成するための研修を引き続き実施することとしている。